金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
Ⅱ．金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１　監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－５　監督部局間の連携 （１）　（略） （２）管轄財務局長との連絡調整 ①～④　（略） ⑤　金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者等（金融商品仲介業者及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 11 条第６項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第４項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者等を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。	Ⅱ．金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－１　監督事務に係る基本的考え方 Ⅱ－１－５　監督部局間の連携 （１）　（略） （２）管轄財務局長との連絡調整 ①～④　（略） ⑤　金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者等（金融商品仲介業者及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第 11 条第６項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第４項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者等を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。